

介護職員等特定処遇改善加算 情報公表

社会福祉法人桜樹では職員に対して給与の底上げをする為に設けられた制度である介護職員等特定処遇改善加算を取得し、介護職員の賃金改善に努めています。
介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として下記の要件を満たしている必要があります。

(職場環境等要件)「入職促進に向けた取組」、「資

質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

(処遇改善加算要件) 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届出を行っていること。

(見える化要件) 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表

していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者の

ホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

(特定加算の算定要件)

加算を取得するに当たっては、取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。

イ 特定加算(Ⅰ)については、介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要

件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算(Ⅱ)については、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見

える化要件の全てを満たすこと。

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表します。

区分	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高齢者等、経験者、有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を供給する機会の提供